

政策 III-1-(1)-②

1. 政策及び16年度重点施策等

政策	証券市場等の機能拡充
16年度重点施策	① 資産の流動化の促進 ② 貸出債権市場の活性化
参考指標	① 特定目的会社を用いた流動化の状況（流動化の件数、資産流動化計画における資産対応証券の発行額等） ② 関係団体等との連絡、意見調整の実施状況

2. 政策の目標等

法定任務	円滑な金融等
基本目標	我が国金融が金融環境の変化に適切に対応できていること
重点目標	多様な資金需要・投資ニーズに対応できる証券市場となっていること及び証券市場への資金の流れが拡大すること

3. 政策の内容

証券市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、市場機能を中核とした我が国金融システムの中心を担うものとしていくため、「証券市場の改革促進プログラム」（平成14年8月）や金融審議会答申を踏まえ、証券市場の構造改革の一環として、資産の流動化の促進に向けた取組み等を行うこととしました。資産の流動化の状況に関しては、資産対応証券（資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社が発行する資産対応証券に限る。）の発行残高が参考指標となります。

他方、今後の金融システムのあり方として、従来の金融機関と企業の長期的なリレーションシップを前提とした産業金融モデルと、市場メカニズムが機能する市場金融モデルが並存する複線的な金融システムへの移行が課題となっていますが、両者をつなぐ市場型間接金融の1つとして、貸出債権市場が重要であり、企業金融の新たな流れを後押しし、適切なリスクシェアリングを行うため、民間と連携し、これを活性化させる取組みを行うこととしました。

4. 平成16事務年度における事務運営についての評価

(1) 資産流動化の促進

資産の流動化の状況に関しては、16年9月末現在における資産対応証券（資産の流動化に関する法律に基づく特定目的会社が発行する資産対応証券に限る。）の発行残高が、43,772億円であり、15年9月末と比較して6,089億円増（+

16.2%)に拡大しています。このような状況に加えて、今後の資産流動化の一層の促進のため、信託業法等の法整備や、会社法の施行に伴う資産の流動化に関する法律の整備など更なる取組みが行われました。

信託業法については、改正法成立を受け速やかに関係政令・府令を整備し、既に関係業者の認可・届出が始められています。

【信託会社等への免許の付与等】

信託業法の施行後、17年6月30日までの間、運用型信託会社1件の免許、管理型信託会社1件の登録、信託契約代理店179件の登録及び信託受益権販売業者237件の登録を行いました。

(2) 貸出債権市場の活性化

シンジケート・ローンの組成実績は、16年7月～17年3月においては、18兆7,744億円となっており、前年同期と比較して2兆9,435億円増(+18.6%)となっています。

全銀協やJSLA等の民間関係団体と連携してインフラ整備等に取り組んできた結果、貸出債権市場協議会報告書に取り上げられた課題については、概ね対応しており、このような取組みが貸出債権市場の活性化に一定の役割を果たしたものと考えています。

(3) 市場間競争の制度的枠組み

市場間競争の制度的枠組みの整備については、16年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」に関連する政令・府令の整備を適切に進めました。

以上のように、16事務年度に行った施策については、証券市場の機能拡充に一定の役割を果たしたものと考えています。

5. 今後の課題

資産流動化については、信託業法案についての国会での審議を踏まえ、信託制度の整備の必要性について、引き続き、理解を求めていきます。また、信託法の見直しに伴う信託業法等の検討及び金融審議会における投資サービス法の検討を踏まえ、資産の流動化の促進に寄与する制度の充実に取り組んでいきます。

貸出債権市場については、今後、民間企業等からの実態調査を行い、貸出債権市場協議会報告書が策定された15年3月以降の状況変化及びインフラ整備の必要性を洗い出し、その内容に応じ、引き続き関係団体と連携して環境整備を行っていくことが望まれます。

6. 当該政策に係る端的な結論

政策の達成に向けて成果が上がっていますが、環境の変化や取組みの有効性等を踏まえ、取組みの充実・改善や新たな施策の検討等を行う必要があります。